

新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する
条例施行規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
 - 第 2 章 介護予防訪問介護相当サービス事業
 - 第 1 節 基本方針（第 1 0 条）
 - 第 2 節 人員に関する基準（第 1 1 条・第 1 2 条）
 - 第 3 節 設備に関する基準（第 1 3 条）
 - 第 4 節 運営に関する基準（第 1 4 条—第 4 4 条）
 - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 4 5 条—第 4 7 条）
 - 第 3 章 柏崎市訪問型サービス A 事業
 - 第 1 節 基本方針（第 4 8 条）
 - 第 2 節 人員に関する基準（第 4 9 条・第 5 0 条）
 - 第 3 節 設備に関する基準（第 5 1 条）
 - 第 4 節 運営に関する基準等（第 5 2 条・第 5 3 条）
 - 第 4 章 介護予防通所介護相当サービス事業
 - 第 1 節 基本方針（第 5 4 条）
 - 第 2 節 人員に関する基準（第 5 5 条・第 5 6 条）
 - 第 3 節 設備に関する基準（第 5 7 条）
 - 第 4 節 運営に関する基準（第 5 8 条—第 6 6 条）
 - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 6 7 条—第 7 0 条）
 - 第 5 章 柏崎市通所型サービス A 事業
 - 第 1 節 基本方針（第 7 1 条）
 - 第 2 節 人員に関する基準（第 7 2 条・第 7 3 条）
 - 第 3 節 設備に関する基準（第 7 4 条）
 - 第 4 節 運営に関する基準等（第 7 5 条・第 7 6 条）
 - 第 6 章 雑則（第 7 7 条）
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成 29 年条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス事業 条例第 4 条第 1 号アに規定する第 1 号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当する事業をいう。
- (2) 柏崎市訪問型サービス A 事業 条例第 4 条第 1 号アに規定する第 1 号訪問事業のうち、前号の事業に適用される基準より緩和した基準により行う日常生活上の支援の事業をいう。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス事業 条例第 4 条第 1 号イに規定する第 1 号通所事業のうち、旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当する事業をいう。
- (4) 柏崎市通所型サービス A 事業 条例第 4 条第 1 号イに規定する第 1 号通所事業のうち、前号の事業に適用される基準より緩和した基準により行う日常生活上の支援等を行う事業をいう。
- (5) 指定第 1 号事業 条例第 4 条第 1 号に規定する事業のうち、指定事業者（法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する市町村長が指定するものをいう。以下同じ。）が行う事業をいう。
- (6) 第 1 号事業支給費用基準額 法第 115 条の 45 の 3 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定第 1 号事業に要した費用の額を超えるときは、当該指定第 1 号事業に要した費用の額）をいう。

(7) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定による第1号事業支給費が利用者に代わり指定事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。

(8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

（事業の一般原則）

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、新潟県柏崎市暴力団排除条例（平成24年条例第56号）第3条の規定による基本理念に基づき、指定第1号事業の実施について暴力団を利用することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除の施策に協力するよう努めるものとする。

（対象者）

第4条 指定第1号事業の対象者は、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者又は介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年3月厚生労働省告示第196号）第2の3に規定する事業対象者（以下「事業対象者」という。）とする。

（第1号事業支給費の支給の制限等に関する読替え）

第5条 条例第12条の規定による技術的読替えは、別表のとおりとする。

(指定の申請等)

第6条 条例第6条第1項の規定による指定の申請は、別記第1号様式により行うものとする。

2 条例第7条の規定による指定の更新の申請は、別記第2号様式により行うものとする。

3 前2項の申請は、指定を受けようとする月の前々月の末日までに事業所ごとに市長に届け出なければならない。

4 第1項及び第2項の規定により申請し、指定事業者の指定を受けた者は、別記第3号様式を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、指定の内容に変更があったときは、変更した日から10日以内に別記第4号様式により市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、指定事業を廃止又は休止するときは、その廃止又は休止の日の1月前までに別記第5号様式により市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、前項の規定による指定事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該介護予防訪問介護相当サービス事業を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護予防訪問介護相当サービス事業に相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な介護予防訪問介護相当サービス事業等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センター、他の介護予防訪問介護相当サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

4 指定事業者は、休止した指定第1号事業を再開したときは、再開した日から10日以内に別記第5号様式により市長に届け出なければならない。

(情報の提供)

第8条 市長は、第6条及び前条の規定による申請又は届出を受理したときは、新潟県、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭

和 33 年法律第 192 号) 第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険
団体連合会をいう。以下同じ。) その他の関係機関に対し、指定事業
者に関する次に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 当該指定事業者の名称
 - (2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
 - (3) 指定又は指定の取消しの年月日
 - (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内
容及び期間
 - (5) サービスの種類
 - (6) その他必要と認める事項
- (公示)

第 9 条 条例第 9 条の規定による公示は、次に掲げる事項について行
うものとする。

- (1) 当該指定事業者の名称
- (2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定をし、第 1 号事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取
り消した場合にあっては、その年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内
容及び期間
- (5) 第 1 号事業の種類

第 2 章 介護予防訪問介護相当サービス事業

第 1 節 基本方針

第 10 条 介護予防訪問介護相当サービス事業は、その利用者が、可
能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、
又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むこと
ができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわた
る援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、も
って利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第 1 1 条 介護予防訪問介護相当サービス事業を行う者（以下「介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者（省令第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で 2. 5 以上とする。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、介護予防訪問介護相当サービス事業及び指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防訪問介護相当サービス事業及び指定訪問介護の事業の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が 4 0 又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前 3 月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第 2 項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者を定める件（平成 2 4 年 3 月厚生労働省告示第 1 1 8 号）で定めるサービス提供責任者をいう。）であつて、専ら介護予防訪問介護相当サービス事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看

護事業所（新潟県柏崎市指定地域密着型サービスに関する条例（平成25年条例第5号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第51条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を受け、介護予防訪問介護相当サービス事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第12条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第13条 介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業所に備えなければならない介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び訪問介護員等の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

3 介護予防訪問介護相当サービス事業者が第11条第2項に規定する指定訪問介護事業者の指定を受け、介護予防訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、それぞれの設備及び備品等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第14条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第32条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス事業の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア 介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続

する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機を電子通信回線で接続したものをいう。

5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により

電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって行ってはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第15条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第16条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該介護予防訪問介護相当サービス事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な介護予防訪問介護相当サービス事業を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第17条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、介護予防訪問介護相当サービス事業を提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第18条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込

者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。
（心身の状況等の把握）

第19条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（新潟県柏崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第58号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第20条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費を受けるための援助）

第21条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はそ

の家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第22条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問介護相当サービス事業を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第23条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第24条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第25条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業を提供したときは、当該介護予防訪問介護相当サービス事業の提供日、内容及び当該介護予防訪問介護相当サービス事業について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書

の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第26条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防訪問介護相当サービス事業を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問介護相当サービス事業に係る第1号事業支給費用基準額から当該介護予防訪問介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービス事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問介護相当サービス事業に係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第27条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービス事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(訪問介護員等の同居家族に対するサービス提供の禁止)

第28条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等とその同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第29条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく介護予防訪問介護相当サービス事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第30条 訪問介護員等は、現に介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス事業の利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ること。

(4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第32条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重

要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防訪問介護相当サービス事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項
（介護等の総合的な提供）

第33条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第34条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービス事業を提供できるよう、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービス事業を提供しなければならない。

3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第35条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲 示)

第 3 6 条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘 密 保 持 等)

第 3 7 条 介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広 告)

第 3 8 条 介護予防訪問介護相当サービス事業者が、介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介 護 予 防 支 援 事 業 者 に 対 す る 利 益 供 与 の 禁 止)

第 3 9 条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦 情 処 理)

第 4 0 条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業に係る利用者及びその家族からの苦

情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第41条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業等に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第42条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問介護相当サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第44条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービス計画

(2) 第25条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防訪問介護相当サービス事業の基本取扱方針)

第45条 介護予防訪問介護相当サービス事業は、利用者の介護予防(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防訪問介護相当サービス事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス事業の提供に当たらなければならない。
- 4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働き掛けに努めなければならない。

(介護予防訪問介護相当サービス事業の具体的取扱方針)

第46条 訪問介護員等の行う介護予防訪問介護相当サービス事業の方針は、第10条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問介護相当サービス事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。

- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービス提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービス事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス計画の変更について準用する。

（介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっての留意点）

第47条 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第32条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 柏崎市訪問型サービスA事業

第1節 基本方針

第48条 柏崎市訪問型サービスA事業は、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その状態等を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者の員数）

第49条 柏崎市訪問型サービスA事業を行う者（以下「訪問型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービスA事業所」という。）に置くべき訪問型サービスA従事者（柏崎市訪問型サービスA事業の提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修修了者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、利用者の数に応じ、必要と認められる数の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、第11条第4項本文に規定する者であって、訪問型サービスA従事者をもって充てなければならない。

(管理者)

第50条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第51条 訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、柏崎市訪問型サービスA事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第52条 第49条第2項のサービス提供責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、柏崎市訪問型サービスA事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。

2 訪問型サービスA計画を作成する場合には、第46条に規定する訪問型サービス計画に係る取扱いに準じるものとする。

(準用)

第53条 第14条から第20条まで、第22条から第30条まで、第32条、第35条から第42条まで及び第44条の規定は、柏崎市訪問型サービスA事業について準用する。この場合において、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第22条から第29条まで、第32条、第35条から第42条まで及び第44条中「介護予防訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「訪問型サービス

A事業者」と、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第25条から第30条まで、第40条から第42条まで及び第44条中「介護予防訪問介護相当サービス事業」とあるのは「柏崎市訪問型サービスA事業」と、第14条、第24条、第28条、第30条、第35条及び第36条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問型サービスA従事者」と、第16条、第32条及び第35条から第38条までの規定中「介護予防訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「訪問型サービスA事業所」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防通所介護相当サービス事業

第1節 基本方針

第54条 介護予防通所介護相当サービス事業は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第55条 介護予防通所介護相当サービス事業を行う者（以下「介護予防通所介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防通所介護相当サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 介護予防通所介護相当サービス事業の提供日ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

介護予防通所介護相当サービス事業の単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

- (3) 介護職員 介護予防通所介護相当サービス事業の単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯に介護職員（専ら当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、介護予防通所介護相当サービス事業、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス事業及び指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に介護予防通所介護相当サービス事業の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下で

ある場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所介護相当サービス事業の単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該介護予防通所介護相当サービス事業に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービス事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の介護予防通所介護相当サービス事業の単位は、介護予防通所介護相当サービス事業であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を受け、介護予防通所介護相当サービス事業及び指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第56条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第57条 介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護相当サービス事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護相当サービス事業を行うために必要な専用の機械及び器具は、利用者へのサービスの向上及び介護予防通所介護相当サービス従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

3 第1項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

4 第1項に規定する設備は、専ら当該介護予防通所介護相当サービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービス事業の提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を受け、介護予防通所介護相当サービス事業及び指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、それぞれの設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第58条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防通所介護相当サービス事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護相当サービス事業に係る第1号事業支給費用基準額から当該介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービス事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所介護相当サービス事業に係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービス事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第1号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月厚生労働省告示第419号）によるものとする。

5 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第59条 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び介護予防通所介護相当サービス事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所介護相当サービス事業の利用定員
- (5) 介護予防通所介護相当サービス事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第61条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護相当サービス事業を提供できるよう、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって介護予防通所介護相当サービス事業を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第62条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所介護相当サービス事業の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第63条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第64条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第65条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービス事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービス計画

(2) 次条において準用する第25条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第66条 第14条から第23条まで、第25条、第27条、第29条、第30条及び第36条から第43条までの規定は、介護予防通所介護相当サービス事業について準用する。この場合において、第14条から第23条まで、第25条、第27条、第29条及び第36条から第43条までの規定中「介護予防訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス事業者」と、第14条から第22条まで、第25条、第27条、第29条、第30条及び第40条から第43条までの規定中「介護予防訪問介護相当サービス事業」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス事業」と、第14条、第30条及び第36条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第14条中「第32条」とあるのは「第60条」と、第16条、第36条から第38条まで及び第43条中「介護予防訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス事業所」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(介護予防通所介護相当サービス事業の基本取扱方針)

第67条 介護予防通所介護相当サービス事業は、利用者の介護予防
(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)

に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所介護相当サービス事業の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働き掛けに努めなければならない。

(介護予防通所介護相当サービス事業の具体的取扱方針)

第68条 介護予防通所介護相当サービス事業の方針は、第54条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービス事業の目標、当該目標を達成するための具

体的なサービス事業の内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画を作成するものとする。

- (3) 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。
- (4) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予

防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

- (11) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更について準用する。

(介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっての留意点)

第69条 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所介護相当サービス事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第70条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 柏崎市通所型サービスA事業

第1節 基本方針

第71条 柏崎市通所型サービスA事業は、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その状態等を踏まえながら他者との交流や自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第72条 柏崎市通所型サービスA事業を行う者(以下「通所型サービスA事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「通所型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従事者の員数は、柏崎市通所型サービスA事業の単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる従事者(以下「通所型サービスA従事者」という。)が1以上(利用者の数が15人を超える場合にあっては、通所型サービスA従事者に加えて、当該利用者の数に応じて必要と認められる数)とする。

- 2 通所型サービスA事業者は、柏崎市通所型サービスA事業の単位ごとに、通所型サービスA従事者を、常時1人以上当該柏崎市通所型サービスA事業に従事させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、通所型サービスA従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の柏崎市通所型サービスA事業の単位の従事者として従事することができるものとする。

4 前各項の通所型サービスA事業の単位は、通所型サービスA事業であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第73条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第74条 通所型サービスA事業者が当該事業を行う事業所は、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるものとし、その面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするほか、柏崎市通所型サービスA事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第75条 第73条の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、柏崎市通所型サービスA事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成するものとする。

2 通所型サービスA計画を作成する場合には、第68条に規定する通所型サービス計画に係る取扱いに準じるものとする。

(準用)

第76条 第14条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第27条、第29条、第30条、第36条から第42条まで、第58条、第60条、第62条、第64条及び第65条の規定は、

柏崎市通所型サービスA事業について準用する。この場合において、第14条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第27条、第29条及び第36条から第42条までの規定中「介護予防訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「通所型サービスA事業者」と、第14条から第20条まで、第22条、第25条、第27条、第29条、第30条及び第40条から第42条までの規定中「介護予防訪問介護相当サービス事業」とあるのは「柏崎市通所型サービスA事業」と、第14条、第30条及び第36条中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービスA従事者」と、第14条中「第32条」とあるのは「第60条」と、第16条及び第36条から第38条までの規定中「介護予防訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「通所型サービスA事業所」と、第58条、第60条、第62条、第64条及び第65条中「介護予防通所介護相当サービス事業者」とあるのは「通所型サービスA事業者」と、第58条、第60条、第62条及び第65条中「介護予防通所介護相当サービス事業」とあるのは「柏崎市通所型サービスA事業」と、第60条及び第64条中「介護予防通所介護相当サービス事業所」とあるのは「通所型サービスA事業所」と、読み替えるものとする。

第6章 雑則

第77条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

読み替える介護保険法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------------	-----------	---------

第 6 4 条	介護給付等対象サービス	介護給付等対象サービス 若しくは第 1 号事業
	、要介護状態等	、要介護状態等（第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等に該当する状態を含む。以下この条において同じ。）
第 6 6 条 第 1 項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者等
	厚生労働省令で	市長が別に
	政令で定める特別の事情	特別の事情
	第 4 1 条第 6 項、第 4 2 条の 2 第 6 項、第 4 6 条第 4 項、第 4 8 条第 4 項、第 5 1 条の 3 第 4 項、第 5 3 条第 4 項、第 5 4 条の 2 第 6 項、第 5 8 条第 4 項及び第 6 1 条の 3 第 4 項	第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 3 項
第 6 6 条 第 2 項	厚生労働省令で	市長が別に
	政令で定める特別の事情	特別の事情
	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者等
第 6 6 条 第 3 項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者等
	政令で定める特別の事情	特別の事情
第 6 6 条 第 4 項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者等
	指定居宅サービス、指定地域密着型サービス	第 1 号事業支給費

	<p>ス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援に係る居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、居宅介護サービス計画費の支給、施設介護サービス費の支給、特定入所者介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給、地域密着型介護予防サービス費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費</p>	
	<p>第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項</p>	<p>第115条の45の3第3項</p>
<p>第67条第1</p>	<p>要介護被保険者等</p>	<p>居宅要支援被保険者等</p>

項及び第2項	厚生労働省令で	市長が別に
	政令で定める特別の事情	特別の事情
第67条第3項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者等
	厚生労働省令で	市長が別に
第68条第1項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者等
	政令で定める特別の事情	特別の事情
	厚生労働省令で	市長が別に
	第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項	第115条の45の3第3項
第68条第2項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者等
	政令で定める特別の事情	特別の事情
第68条第3項	第66条第4項	条例第12条の規定により読み替えて準用する第66条第4項
	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者等
第68条第4項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者等
第69条第1項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者
	政令で定めるところ	市長が別に定めるところ
	厚生労働省令で	市長が別に
	介護給付等（居宅介護	第1号事業支給費

サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)

並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定

及び当該措置

	<p>入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置</p>	
	<p>政令で定める特別の事情</p>	<p>特別の事情</p>
第69条第2項	<p>要介護被保険者等</p>	<p>居宅要支援被保険者</p>
	<p>政令で定める特別の事情</p>	<p>特別の事情</p>
第69条第3項	<p>要介護被保険者等</p>	<p>居宅要支援被保険者</p>
	<p>居宅サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）並びに行った住宅改修に係る</p>	<p>第1号事業に係る第1号事業支給費について省令第140条の63の2第1項第1号の規定を適用する場合には、同号</p>

	次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2又は第59条の2の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定	
第69条第4項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者
	居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定により読み替えて適用するこれらの規定	第1号事業に係る第1号事業支給費について省令第140条の63の2第4項の規定を適用する場 合においては、同項
第69条第5項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者

項	居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る第3項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定により読み替えて適用するこれらの規定	第1号事業に係る第1号事業支給費について省令第140条の63の2第5項の規定を適用する場 合においては、同項
第69条第6項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者
	居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス	第1号事業
	第51条第1項、第51条の2第1項、第51条の3第1項、第51条の4第1項、第61条第1項、第61条	法第61条及び第61条の2の規定を準用して実施する高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービ

	の 2 第 1 項、第 6 1 条 の 3 第 1 項及び第 6 1 条の 4 第 1 項の規 定は、適用	ス費相当事業は、実施
--	--	------------

別記

第1号様式（第6条関係）

柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定申請書

年 月 日

柏崎市長 様

住 所
申請者 名 称 ㊞
代表者の職・氏名

第1号訪問事業・第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	(フリガナ) 名 称				
	(フリガナ) 主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -)	都 道 府 県	市 郡 区	
	連絡先	電話番号		F A X 番号	
	法人の種別			法人所轄庁	
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名		(フリガナ) 氏 名	生年月日
	(フリガナ) 代表者の住所	(郵便番号 -)	都 道 府 県	市 郡 区	
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 概 要	(フリガナ) 事業所の名称				
	(フリガナ) 事業所の所在地	(郵便番号 -)	都 道 府 県	市 郡 区	
	連絡先	電話番号		F A X 番号	
		Eメールアドレス			
	同一所在地において行う事業等の種類	居宅（介護予防）サービス・居宅介護支援・施設		申請する事業の 開始予定年月日	既に指定（許可）を受 けている事業等の指 定（許可）年月日
	訪問介護				
	介護予防訪問介護相当サービス				別紙1
	柏崎市訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）				別紙2
	通所介護				
	地域密着型通所介護				
介護予防通所介護相当サービス				別紙3	
柏崎市通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）				別紙4	
その他（ ）					
介護保険事業所番号			既に指定（許可）を受けている場合…複数ある場合適宜様式を補正して記入		
保険医療機関コード等					

第2号様式（第6条関係）

柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新申請書

年 月 日

柏崎市長 様

住所
申請者 名称 ⑩
代表者の職・氏名

指定事業者の指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	(フリガナ) 名称					
	(フリガナ) 主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)	都道 府県	市郡 区		
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種別			法人所轄庁		
	代表者の職・氏名・生年月日	職名		(フリガナ) 氏名	生年月日	
	(フリガナ) 代表者の住所	(郵便番号 -)	都道 府県	市郡 区		
指定更新を受けようとする事業所の概要	(フリガナ) 事業所の名称					
	(フリガナ) 事業所の所在地	(郵便番号 -)	都道 府県	市郡 区		
	連絡先	電話番号		FAX番号		
		Eメールアドレス				
	指定年月日					
	介護保険事業所番号					
	同一所在地において行う事業等の種類	居宅（介護予防）サービス・居宅介護支援・施設		申請する事業等	既に指定（許可）を受けている事業等の指定（許可）年月日	申請する事業の記載事項
		訪問介護				
		介護予防訪問介護相当サービス				別紙1
		柏崎市訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）				別紙2
通所介護						
地域密着型通所介護						
介護予防通所介護相当サービス					別紙3	
柏崎市通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）					別紙4	
その他（)						

指定事業者 代表者 様

柏崎市長



柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書

年 月 日に申請のあった件について、介護保険法第115条の45の5第1項の規定により次のとおり第1号訪問事業・第1号通所事業に係る指定事業者として指定しましたので、通知します。

申請者名称	
代表者名称	
事業所名	
所在地	
指定するサービスの種類	
指定年月日	
有効期間満了日	
介護保険事業所番号	
特記事項	

第4号様式（第7条関係）

柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業指定内容の変更届出書

年 月 日

柏崎市長 様

所在地
申請者 名称
代表者の職・氏名

㊟

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

		介護保険事業者番号												
指定内容を変更した事業所		名 称												
		所在地												
サービスの種類														
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容												
1	事業所・施設の名称	(変更前)												
2	事業所・施設の所在地													
3	申請者の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名、住所及び職名													
6	登記事項証明書（当該事業に関するものに限る。）													
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等													
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所	(変更後)												
9	運営規程													
10	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関													
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携、支援体制													
12	本体施設、本体施設との移動経路等													
13	併設施設の状況等													
変 更 年 月 日		年 月 日												

備考

- 1 該当項目番号に○を付けてください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

柏崎市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者の職・氏名

印

次のとおり事業の（廃止・休止・再開）をしましたので、届け出ます。

	介護保険事業者番号								
廃止（休止・再開）する事業所	名称								
	所在地								
サービスの種類									
休止・廃止・再開の別	休止・廃止・再開								
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日								
休止・廃止した理由									
現にサービスを受けていた者に対する措置 （休止・廃止した場合のみ）									
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日								

備考 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。